

重要事項説明書

(定期巡回随時対応型訪問介護看護)

利用者： _____ 様

事業者： 定期巡回ケアステーション ピリカ

第1条 当事業所の概要

1. 事業所の概要

事業所名	定期巡回ケアステーション ピリカ
所在地	札幌市中央区南19条西12丁目2番22号
連絡先	011-585-5112
管理者名	牧野 聖
サービス種類	定期巡回随時対応型訪問介護看護
介護保険指定番号	0190100651号
サービス提供地域	札幌市中央区山鼻地区・伏見地区

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

2. 営業時間

営業日	365日
サービス提供時間	24時間
定休日	なし

3. 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1名	名	1名
オペレーター (定期・随時対応訪問介護員と兼務)	介護福祉士	10名	名	10名
定期・随時対応訪問介護員 (介護福祉士はオペレーターと兼務)	介護福祉士、初任者研修	11名	1名	12名

① 管理者

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を厳守させるため必要な指揮命令を行います。

② オペレーター

オペレーターは、24時間365日利用者からの通報に対応し、相談に応じるなど随時対応の対応を行います。

③ 定期訪問介護員

定期訪問介護員は、訪問介護の提供に当たります。

④ 随時訪問介護員

随時訪問介護員は、訪問介護の提供に当たります。

第2条 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL：011-585-5112

担当部署：定期巡回ケアステーション ピリカ

担当者：牧野 聖

受付時間：午前8：30～午後5：30

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

第3条 事業の目的

株式会社ロータスが開設する定期巡回ケアステーションピリカ（以下「事業所」という）が行う指定定期巡回随時対応型訪問介護看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定定期巡回随時対応型訪問介護看護を提供することを目的とします。

第4条 事業の運営方針

1. 指定定期巡回随時対応型訪問介護看護の提供に当たって、事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等その他生活全般にわたる援助を行います。
2. 事業の実施に当たっては、札幌市、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第5条 サービスの内容

提供サービス	サービスの内容
定期巡回サービス	定期的に利用者の居宅を巡回して行う訪問サービス。 居宅サービス計画に沿って、入浴、排泄、食事の介護や日常生活上の援助を行います。
随時対応サービス (オペレーションサービス)	24時間対応可能な窓口を設置し、ご利用者からの通報を受け、内容に応じて相談や訪問等の手配など、適切な対応を取ります。
随時訪問サービス	オペレーションセンター等からの随時の連絡に対応して、ご利用者の居宅を訪問して、排泄、移動、移乗の介護や必要な日常生活のお世話をを行います。
その他のサービス	居宅介護支援事業所及び他のサービス事業所などへの連絡、調整を行います。 定期巡回随時対応型訪問介護看護計画書を作成します。

第6条 利用料金

1. 利用料

指定定期巡回随時対応型訪問介護看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定定期巡回随時対応型訪問介護看護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各ご利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

① 定期巡回随時対応型訪問介護看護費（連携型）

介護度	単位	介護報酬額	利用者自己負担額（1割）	利用者自己負担額（2割）	利用者自己負担額（3割）
要介護1	5,446 単位	55,603 円	5,561 円	11,121 円	16,681 円
要介護2	9,720 単位	99,241 円	9,925 円	19,849 円	29,773 円
要介護3	16,140 単位	164,789 円	16,479 円	32,958 円	49,437 円
要介護4	20,417 単位	208,457 円	20,846 円	41,692 円	62,538 円
要介護5	24,692 単位	252,105 円	25,211 円	50,421 円	75,632 円

② 各種加算・減算

項目	単位	介護報酬額	利用者自己負担額（1割）	利用者自己負担額（2割）	利用者自己負担額（3割）	
初期加算	30 単位	306 円	31 円	62 円	92 円	
総合マネジメント加算	1,200 単位	12,252 円	1,226 円	2,451 円	3,676 円	
サービス提供体制加算Ⅰ	750 単位	7,657 円	766 円	1532 円	2,298 円	
同一建物減算	-600 単位	-6,126 円	-613 円	-1,226 円	-1,838 円	
通所サービス 利用減算	要介護1	-62 単位	-633 円	-64 円	-127 円	-190 円
	要介護2	-111 単位	-1,133 円	-114 円	-227 円	-340 円
	要介護3	-184 単位	-1,878 円	-188 円	-376 円	-564 円
	要介護4	-233 単位	-2,378 円	-238 円	-476 円	-714 円
	要介護5	-281 単位	-2,869 円	-287 円	-574 円	-861 円
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	一カ月あたりのサービス利用単位数に別途 18.2%相当の加算が加わります。					

※初期加算は事業所に登録した日から起算して30日以内の期間について算定します。

2. 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者の負担になります。

複写物	1枚につき	20円
-----	-------	-----

3. 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費	1 kmにつき	20円
-----	---------	-----

4. キャンセル料

①ご利用日の前営業日の5時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日の5時までにご連絡がなかった場合	上記交通費分

ご利用者のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。
キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

5. 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月15日までに請求しますので、28日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

第7条 サービスの利用方法

1. サービスの利用開始

定期巡回随時対応型訪問介護看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

2. サービスの終了

① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

(ア) ご利用者が介護保険施設に入所した場合

(イ) 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、要支援、または非該当〔自立〕と認定された場合

(ウ) ご利用者が亡くなられた場合

3. 契約解除

- ① 当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者やご家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者は即座に契約を解約することができます。
- ② ご利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

4. その他

- ① ご利用者が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ② 定期巡回随時対応型訪問介護看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ③ ご利用者に、他のご利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

第8条 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法

1. 指定定期巡回随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際しては、随時訪問サービス等の緊急時の対応に支障がないよう、ご利用者又はそのご家族からの希望により、利用者の居宅の合鍵を事業所が管理できるものとします。
2. 前項の規定により合鍵を事業所が管理する場合は、ご利用者又はそのご家族に対し事前に文書で説明した上で、その内容に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとしてします。
3. 前各項の規定により合鍵を事業所が管理する場合は、責任者を定めて保管し、管理簿を設けて記録します。
4. 事業所が合鍵を紛失した場合は、所管の警察署に届けるとともに事業所がご利用者の居宅の鍵を変更する費用を負担します。

第9条 秘密保持

1. 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する事項を、正当な理由無く第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。
2. 事業者は、ご利用者に医療上の緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身の情報を提供できるものとします。
3. 前二項に係らず、ご利用者に適切なサービスを提供するため、居宅サービス事業者等との連携を図る必要がある場合にはご利用者及びそのご家族から事前に同意を文章で得たうえで、その個人情報を用いることができるものとします。

第10条 サービス内容に関する苦情

1. 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

苦情受付窓口	電話番号	011-585-5112
	FAX 番号	011-585-5120
	受付担当者	牧野 聖
	対応時間（平日）	午前8：30～午後5：30

2. その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

札幌市保健福祉局 高齢保健福祉部 介護保険課	所在地	札幌市中央区北1条西2丁目
	電話番号	011-211-2972
	対応時間	午前8：45～午後5：15
北海道国民健康保険 団体連合会	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目
	電話番号	011-231-5175
	対応時間	午前9：00～午後5：00

第11条 緊急時の対応方法

1. 当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄：)
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄：)
	連絡先	
主治医・ご家族などへの 連絡基準		

2. 事業者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、事業者の責にその原因を認められる損害賠償については、速やかに対応します。

令和 年 月 日

当事業者は、ご利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供開始に当たり、ご利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

主たる事務所所在地 札幌市

名称 定期巡回ケアステーション ピリカ

所在地 札幌市中央区南19条西12丁目2-22

説明者 氏名 牧野 聖 印

私は、重要事項の説明内容に同意し、本契約書への記名、捺印を持って本契約を締結致します。

令和 年 月 日

【ご利用者】住 所 _____ 号室

氏 名 _____ 印

【ご 家 族】住 所 _____

氏 名 _____ 印